

厚労省 半分に抑制

高齢者世帯、月2千円減も

2013年度から3カ年で実施した生活保護の支給水準（支給基準額）の引き下げの際、厚生労働省が専門家で作る社会保障審議会部会の「検証結果」の数値を半分しか反映させていたことが、同省の内部資料で分かった。このため、保護世帯の半分以上を占める60歳以上の世帯で、検証結果を基にした支給額より平均で月千〜2千円減額になった。

ことは部会にも報告してなかった。

基準額の引き下げを巡っては、27都道府県の9000人を超える受給者が一国の裁量権の乱用”などとして取り消しを求め提訴している。新基準の根拠に疑義が生じたことで、訴訟にも影響を与えそうだ。

検証結果は、部会が13年1月、基準額見直しの指標として、一般の低所得者世帯の消費実態と生活扶助基準などを比較・検証し報告書としてまとめたもの。低所得者と受給者とのバランスが取れているかを調べるのが目的だった。

それによると、例えば夫婦と子供2人の4人世帯では平均で月額2万7千円引き下げ、一方で60歳以上の単身世帯は4千円を、60歳以上夫婦2人世帯2千円を引き上げるなどすれば低所得者世帯との均衡が確保される」と結論付けている。

しかし、北海道新聞が情報公開制度を利用して入手した内部資料によると、基準額見直しで厚労省は、検証結果が示した数値を「2分の1」にして実施。この結果、増減それぞれの幅が半分に圧縮された。

引き下げ対象の世帯は減額幅が緩和されたものの、60歳以上の単身世帯の場合、検証結果で月4千円の増額分が2千円に半減し、さらに当時の物価下落分を

情などで安易に変更されてはならないものとされている。生活保護を巡る判例では一定の国の裁量権を認めつつも統計など客観的数値や専門的知見との整合性を求めている。今回の見直しで客観的根拠とされたのが、部会の検証結果だった。

「削減ありき」疑念なお

〈解説〉生活保護基準額

「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する水準と位置づけられ、引き下げには統計など客観的資料に基づき慎重な検討が必要とされる。今回の引き下げで、厚労省は同審議会生活保護基準部会の検証結果を重要な根拠と説明してきた。数値を半分にした

生活保護の基準額は「健康で文化的な最低限度の生活」を国民に保障するための水準とされ、住民税の非課税限度額などさまざまな低所得者対策の支給基準の参考とされている。

このため、生活保護の支給基準はその時々で財政事

生活保護支給水準引き下げ 2013年度予算で決定された。当時の厚労省の説明によると、13年8月から3カ年で、生活保護費のうち食費や光熱費など日常生活にかかわる生活扶助670億円（扶助基準600億円と加算70億円）と、期末一時扶助70億円の計740億円が引き下げられた。12年度予算と比べた削減率は7.3%と過去最大。670億円のうち、社会保障審議会部会が一般の低所得世帯の消費実態と比較した検証結果の反映分は90億円で、残る580億円は厚労省が独自に算定した物価下落率を反映させた結果としていた。

世帯の）受給者間のバランスを取った」という。部会長の駒村康平慶応大教授は「部会として厚労省から『2分の1にした』という説明は受けていない」と話している。

不透明な決め方問題

吉永純花園大教授（公的扶助論）の話 厚労省が基準部会の検証結果の反映を2分の1に抑えたことが今回、初めて明らかになった。基準額引き下げを巡って全国各地で取り消しを求める訴訟が起きているが、国はこれらの事実を裁判でも明らかにしていない。国の主張の信頼性が根底から揺らぐものだ。健康で文化的な最低限度の生活」の基準がこのように密室の中で不透明な方法で決められるのは極めて問題だ。

し、増やさなければいけないはずの高齢者世帯の増額分も半分にした。激変緩和が理由ならば、増額分まで半分にする必然性はない。保護費全体の削減が本当の狙いではなかったのか。

厚労省は、「2分の1」とした理由を丁寧に説明する必要はある。（編集委員 本田良一）

12年12月の衆院選で政権復帰を果たした自民党は「生活保護の給付水準の10%引き下げ」を公約に掲げ